

保護者の皆さまへ

保存用

令和7年9月4日

忠岡町立忠岡中学校
校長 田口 順

「暴風警報」・「特別警報」発令時の措置について

残暑の候、保護者の皆さまには、平素から本校教育活動にご支援・ご協力いただきありがとうございます。

さて、忠岡町に、「暴風警報」、または「特別警報」が発令された場合、学校では下記の措置をとりますので、生徒の安全確保も含め、どうぞよろしくお願いいたします。

この対応は、一年間を通じて同じですので、保存をお願いいたします。

1. 午前7時現在、暴風警報または、特別警報が発令されている時は臨時休校です。

午前7時以降に、暴風警報または、特別警報が、「解除」されても休校です。

2. 午前7時以降に、暴風警報または、特別警報が発令された場合も臨時休校となります。

- (1) 午前7時～8時30分の間に登校している生徒については、生徒の安全に配慮し、できるだけ速やかに下校させます。
- (2) 始業後の場合、状況を確認し、原則、授業を切り上げ、同様に対応します。

3. 上記「臨時休校」の措置をとる場合、メール配信サービス、及びスクリレによる連絡を行いますが、「ニュース」等での気象情報をご確認ください。

(メール登録をされていない方は、なるべく早く登録をお願いします。)

※「暴風警報」、または「特別警報」が発令された場合に臨時休校となります。

「大雨警報」のみの発令では、臨時休校とはなりません。

※特別警報とは、これまでの「警報」の発表基準をはるかに超える災害が予想され、数十年に一度しかないような非常に危険な状態であることを知らせるもので、6種類の特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮）があります。「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表されます。